

令和5年度 第4回
令和5年11月17日
施行

立木公売の公告

立木の資格付一般競争入札を実施しますので、
入札条件も御参照のうえ、入札にご参加ください。

三陸中部森林管理署

所在地 〒022-0003
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5
電話番号 050-3160-5910
0192-26-2161

立木公売の公告（第4回）

【資格付一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和5年11月17日(金) 10時30分締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 三陸中部森林管理署 2階 入札室

3. 現地案内 別紙「現地案内のお知らせ」のとおりです。

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は、別紙「公売物件一覧表」及び「公売物件明細書」のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知下さい。
- (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおりです。
〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
三陸中部森林管理署長 宛 入札書在中（朱書きで記載）
- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 落札決定日から起算して、20日以内とします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより1.00%とします。
- (3) 延納担保の提出期限は、契約締結の日から起算して20日以内とします。(但し、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙「特約条項及び特記事項(共通事項)」のとおりで、うち契約関係が分収造林の物件については別紙「分収木に関する特約条項及び特記事項(分収造林)」も該当になります。
- (2) 個別物件に該当するものは別紙「公売物件明細書」のとおりです。
- (3) 森林作業道作設にあたっては、別添「森林作業道特記仕様書等」に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

| | | |
|----|----------|---------|
| 1号 | 31ほ4林小班 | 7. 69% |
| 2号 | 170わ林小班 | 10. 00% |
| 3号 | 174は1林小班 | 2. 00% |
| 4号 | 176と2林小班 | 2. 00% |
| 5号 | 218ぬ林小班 | 3. 00% |

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5
三陸中部森林管理署 総務グループ IP 050-3160-5910
TEL 0192-26-2161

令和5年10月30日

分任契約担当官
三陸中部森林管理署長 山田 亨

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売り払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 暴力団排除に関する誓約事項

入札者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとし、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

5. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しません。

6. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。
ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しません。
また、どのような理由によつても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）が無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名が無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますので閲覧ください。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、当森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

13. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

14. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額 10%を加算した金額の 5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

17. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、以下のホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧下さい。

(<http://www.rina.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

特約条項及び特記事項（共通事項）

1. 買受人は、作業着手前に入林届を担当森林事務所森林官へ提出するとともに、搬出が完了した際は速やかに搬出済届を担当森林事務所森林官へ提出してください。
2. 買受人が作設する搬出路及び土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落および流出しないよう必要な防止措置を講じてください。
3. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じてください。
4. 買受人は、伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないでください。
搬出期間内に残材や末木枝条等の整理、搬出路等の水切りを確実に実施してください。
5. 官民地界に設置している境界標を損傷しないよう細心の注意を払ってください。
境界標を損傷した場合は速やかに担当森林官に報告し、買受人に原状回復していただきます。
なお、境界標を移動することはできません。
6. 公道等の使用に当たって、道路を損傷させないことはもとより、鉄板敷等の道破損防止措置を講じる場合は、買受人において公道の占用許可の有無等を道路管理者に確認のうえ、必要な手続きを行ってください。
7. 公売物件が保安林に指定されている森林の場合、公売物件を搬出するために公売物件以外の国有保安林に作業路を作設する場合等、保安林に指定されている森林において、伐採作業及び土地の掘削等を行う必要がある場合は、契約締結後、担当森林事務所へ「保安林内の作業仕組計画書」を提出していただく必要があります。
8. 保安林に指定されている森林において、立木の伐採及び土地の掘削等を行うために必要な都道府県知事への許可申請は、当署から都道府県へ協議を行うこととしております。
協議は、上記の「保安林内の作業仕組計画書」を提出いただいたてから3週間程度、期間を要します。
なお、契約締結後であっても協議が終了するまでは、伐採作業等を行うことができない場合がありますので、ご承知おきください。
9. 物件のアカマツ及びナラ類については、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守してください。

10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかに担当森林官へ報告するとともに、当森林管理署の指示に従ってください。
11. 林業における労働災害防止の観点から立木契約情報（売買契約者氏名、入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。なお、提供した情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
12. その他の事項については、「公売物件明細書」に記載しておりますので、そちらもご確認ください。
13. 公売物件はすべて、分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。
詳細については、当森林管理署 管理担当までお問い合わせください。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

分収木（分収造林・分収育林）に関する特約条項及び特記事項

- 1 分収木の買い受け人（以下「買受人」という）は、分収木の売買代金について次により、支払い又は供託してください。
 - ア 国に支払う代金（官収分）は、国の発行する納入告知書により納付してください。
 - イ 分収権者に支払う代金（民収分）は、各分収権者の振込金融機関の口座に払い込みしてください。
なお、分収権者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する登記所に供託してください。
- 2 買受人が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収権者が分収することとします。
- 3 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 4 売払代金の支払いに係わる延滞金については、官収分に係わるものは国に、民収分に係わるものは分収権者に支払いしてください。
- 5 売払立木の搬出延期料が発生した際は、分収造林及び分収育林の場合は国に、官行造林の場合は分収権者に納付してください。
- 6 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託にともなう法務局への払込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を三陸中部森林管理署長に提示し、その写しを提出することにより当該売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行います。

森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。
- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（ 10° ）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区间に限り25%（ 14° ）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（ 59° ）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分（ 73° 、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割（ 45° ）程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に發揮するために必要な路網を整備する。

第2 集材路・土場

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

- ① 集材路・土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路・土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路・土場をかん入する。
- ② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。
- ④ 集材路・土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 伐採の方法及び区域の設定

- ① 林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- ② 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- ③ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させない。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならぬ場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

3 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壤が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 渓流横断箇所の処理

- ① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

- ⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することができないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

5 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することができないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林官等に報告し、確認を受ける。

6 その他

- ① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ② 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位: m / ha)

| 区分 | 作業 システム | 基幹路網 | | | 細部路網 | 路網密度 |
|------------------|------------|-------|-------|-------|--------|---------|
| | | 林道 | 林業専用道 | 小計 | 森林作業道 | |
| 緩傾斜地 (0~15°) | 車両系 | 15~20 | 20~30 | 35~50 | 65~200 | 100~250 |
| 中傾斜地 (15~30°) | 車両系 | 15~20 | 10~20 | 25~40 | 50~160 | 75~200 |
| | 架線系 | | | | 0~35 | 25~75 |
| 急傾斜地 (30~35°) | 車両系 | 15~20 | 0~ 5 | 15~25 | 45~125 | 60~150 |
| | 架線系 | | | | 0~25 | 15~50 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 | 5~15 | — | 5~15 | — | 5~15 |

※ 路網・作業システム検討委員会資料より

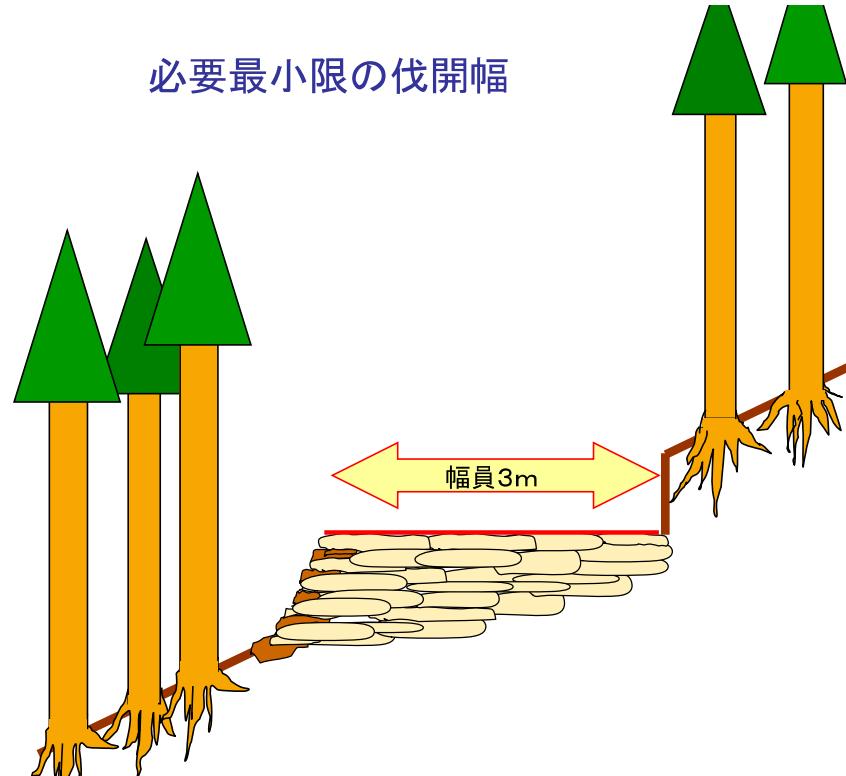
(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



必要最小限の伐開幅



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

_____年_____月_____日

伐採する者： 森林の所在場所：

| チェック項目 | 確認 |
|---|--------------------------|
| (1) 伐採の方法及び区域の確認 ①林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ②伐採する区域の事前確認を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮し、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下方にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林官等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | <input type="checkbox"/> |

| チェック項目 | 確認 |
|---|--------------------------|
| (5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかりと絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、森林官等と協議のうえ、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 渓流横断箇所の処理 ①渓流横断箇所においては、流水が路面等にあふれ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤枝条等が渓流に流出しないよう対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。 | <input type="checkbox"/> |

事業計画図

参考

凡例

| | |
|-------|--|
| 収穫箇所 | |
| 森林作業道 | |
| 土場 | |

1:5,000

0/ は 250 [m]

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)

(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)

(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)

(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)

(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)

(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)

(改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

| 地 域 名 | 指 定 要 件 | 地 域 の 範 囲 |
|-------------|---|---|
| 被 害 地 域 | 松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。 | 盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市 |
| 周 辺 地 域 | 被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。 | |
| そ の 他 の 地 域 | 上記以外の地域。 | 上記以外の市町村 |

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

| 地域区分 | 伐採時期 | 処理方法 | | | 備考 |
|--------------------|-------------|--|---|---|--|
| | | 造材丸太 | 残材 | 枝条 | |
| 被害地域 及び 周辺地域 | 4月 ～5月 | 6月に入る前に林外に搬出すること。 | 剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破碎すること。 | 焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破碎すること。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。 | 薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破碎は、チッパーにより行い、厚さ15mm以下とすること。 |
| | 6月 ～9月 | 伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。 | | | 6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。 |
| | 10月 ～11月 | 通常の施業でよい。 | 最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。 | 放置してもよい。 | 「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり） |
| | 12月 ～1月 | 通常の施業でよい。 | 1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。 | 左に同じ。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。 | |
| | 2月 ～3月 | 通常の施業でよい。 | 剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破碎すること。 | 左に同じ。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。 | |
| その他の地域 | | 通常の施業でよい。 | 左に同じ。 | 左に同じ。 | |

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

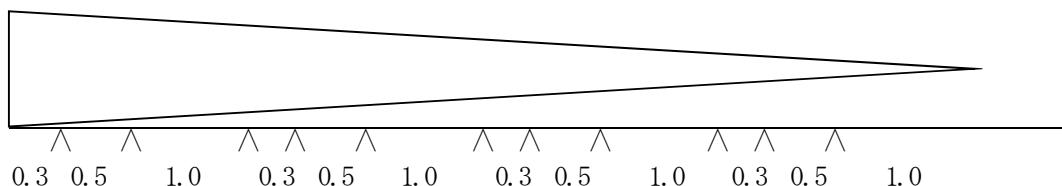
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

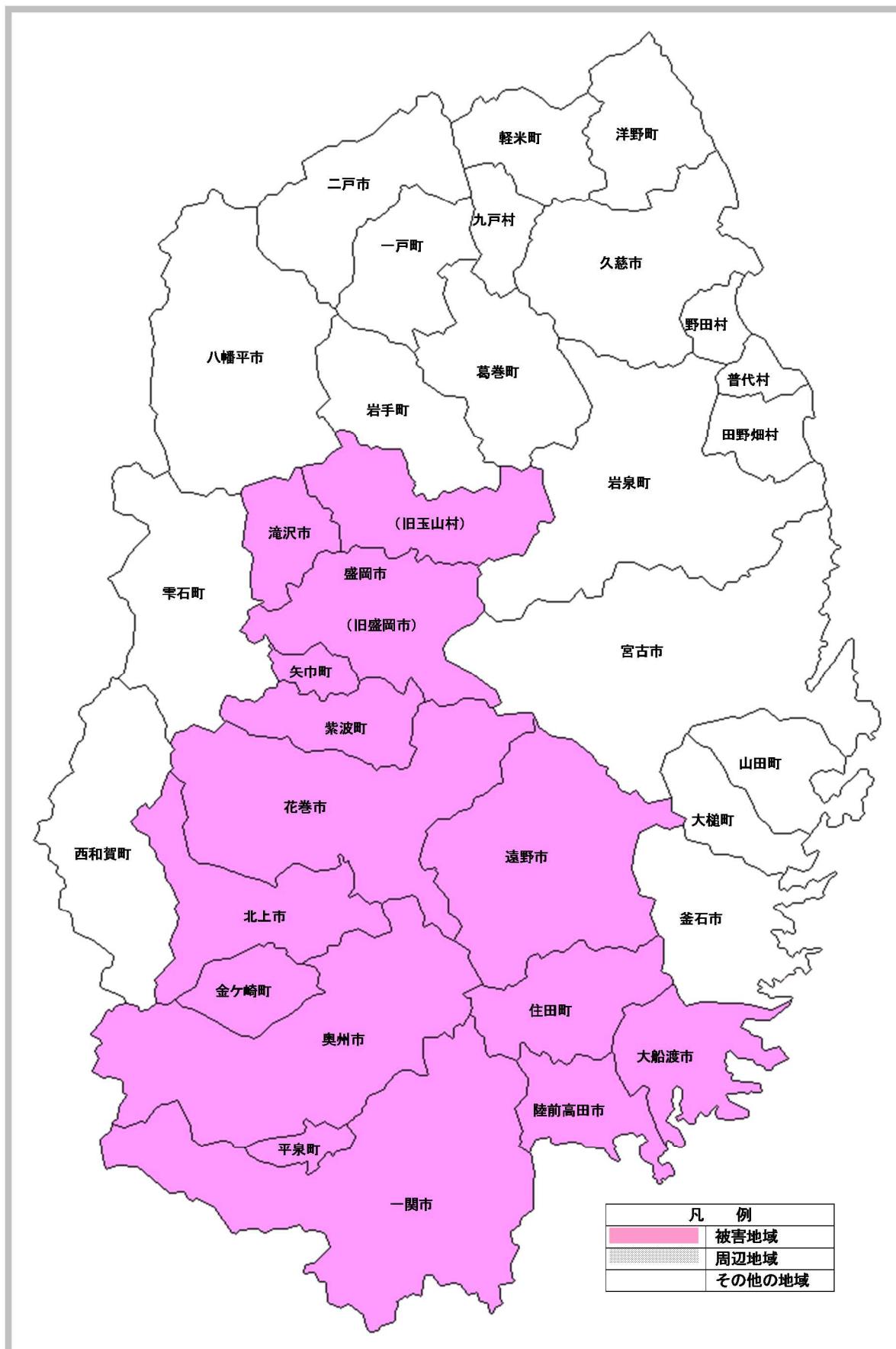
- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時 期 別 伐 倒 木 調 査 と り ま と め 表

| 地方振興局名 | | | | | | 担当者名 | | | | | | | | | | |
|----------|-------------------|-------------------------------|--|--------|---------|------|----------------------|---|----|----|----------------------|------|---|---|----|-----|
| 林況・地況 | 所在地 | | | | 事業区、林小班 | | | | | | | | | | | |
| | 樹種 | 林 齡 | 年 | 平均胸高直径 | c m | 平均樹高 | m | | | | | | | | | |
| | 方 位 | 標 高 | m | 備 考 | | | | | | | | | | | | |
| 調 査 結 果 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伐 倒 | | 供試木の 胸高直径 | 1.0m 材 | | | | 0.5m 材 | | | | 0.3m 材 | | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | | マツノマダラカミキリ 寄生密度本数 | | 供試 | 本数 | マツノマダラカミキリ 寄生密度本数 | | 供試 | 本数 | マツノマダラカミキリ 寄生密度本数 | | | | | |
| 年 月 日 | No.1 No.2 計 | 供試本数 | 0 | + | ++ | +++ | 供試本数 | 0 | + | ++ | +++ | 供試本数 | 0 | + | ++ | +++ |
| 年 月 日 | No.1 No.2 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | No.1 No.2 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | No.1 No.2 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 寄生なし | | 供試丸太1本当たり の幼虫、あるいは材 入孔数 | 注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない) | | | | | | | | | | | | | |
| + 1 四 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ++ 2~5四 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| +++ 6四以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図



ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

－岩手県農林水産部森林整備課－

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の時期**と**被害材の移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。**

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性あります。

補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日**までに**破碎や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破碎（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

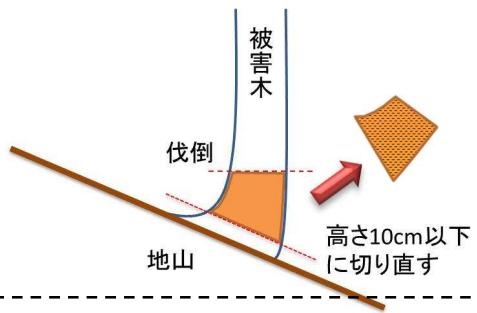
補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日**までに**未被害地域へ移動する**ことが可能ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破碎、焼却等により処理してください。

【なぜ?】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多
数寄生しているため、駆除する必要が
あります。

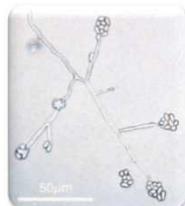


【ナラ枯れ被害とは?】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は?】



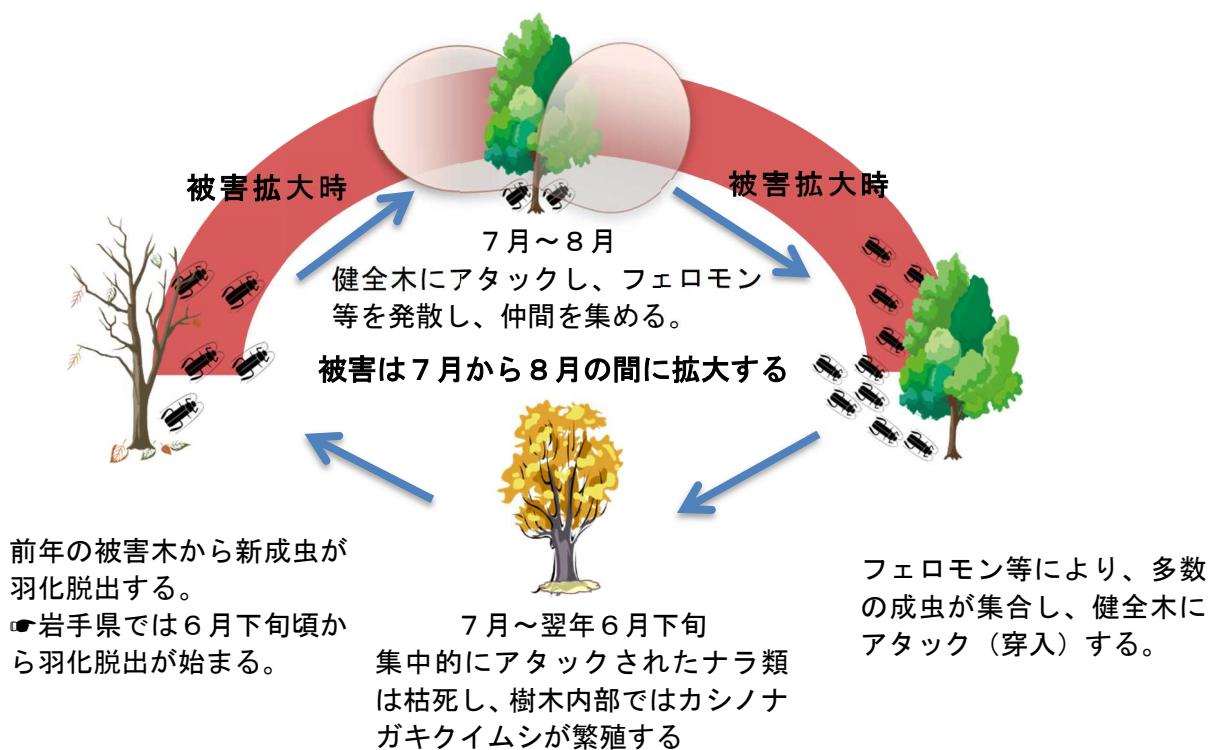
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：
(TEL — — —)

住所：

氏名又は名称：
印
(TEL — — —)

この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

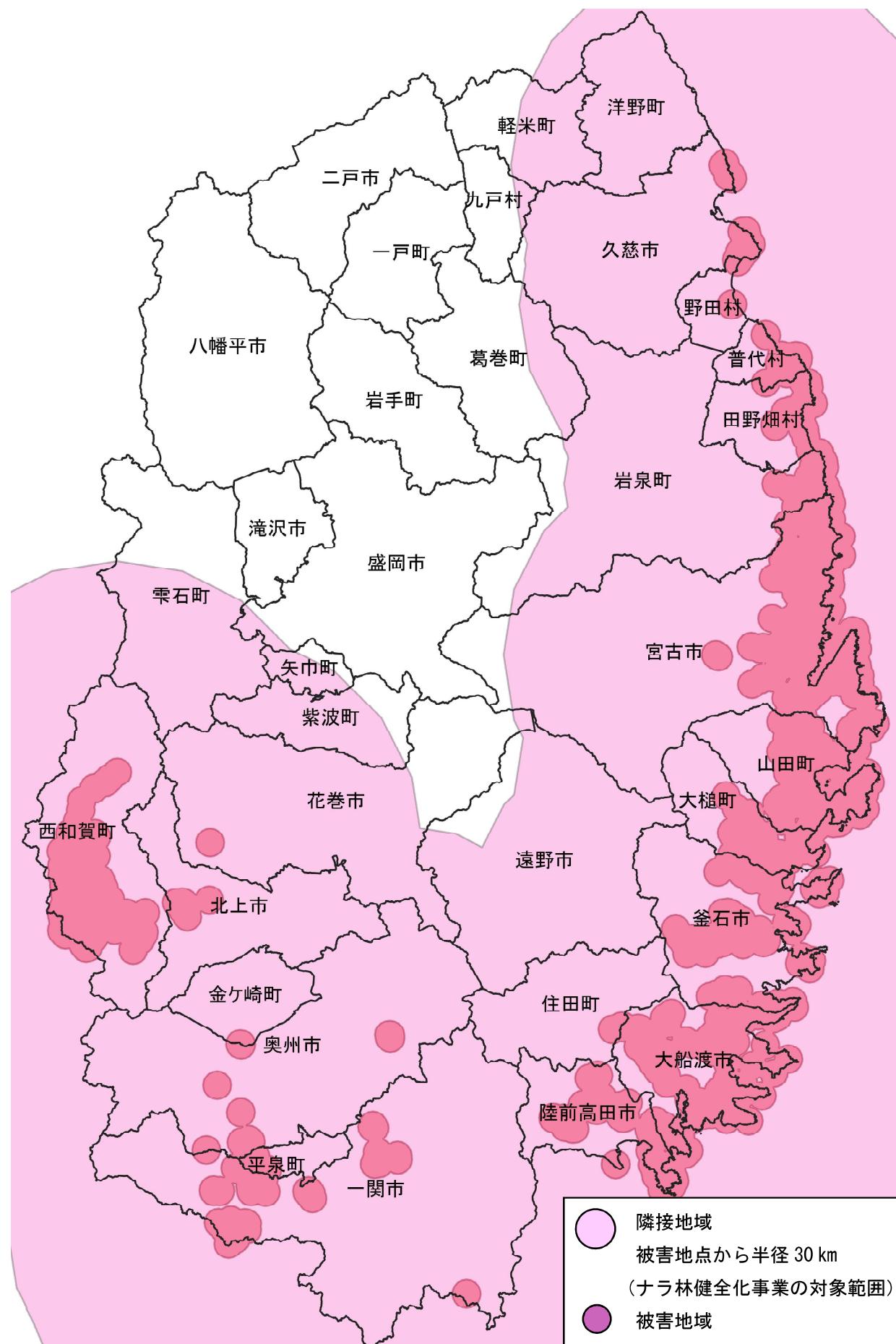
1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)

2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破碎（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。(ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。)
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。(受領した通知書は巡視活動の参考とします。)

岩手県内におけるナラ枯れ発生位置図



・平成 28 年～令和 4 年 10 月末現在の被害位置
・金ヶ崎町、花巻市は国有林の被害を示す。

● 隣接地域
被害地点から半径 30 km
(ナラ林健全化事業の対象範囲)
● 被害地域
被害地点から半径 2 km
(ナラ枯れ被害材等の移動に関する
ガイドライン対象範囲)

広域振興局・農林振興センター 一覧

| 窓 口 | 電話番号 (FAX番号) | 住 所 |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 盛岡広域振興局林務部 林業振興課 | 019-629-6613 (019-629-6624) | 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 |
| 県南広域振興局林務部 林業振興課 | 0197-22-2871 (0197-22-6194) | 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 |
| 県南広域振興局 花巻農林振興センター 林業振興課 | 0198-22-4932 (0198-22-6714) | 〒025-0075 花巻市花城町1-41 |
| 県南広域振興局 遠野農林振興センター林務課 | 0198-62-9933 (0198-62-9899) | 〒028-0525 遠野市六日町1-22 |
| 県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課 | 0191-26-1893 (0191-26-1875) | 〒021-8503 一関市竹山町7-5 |
| 沿岸広域振興局農林部 | 0193-25-2704 (0193-27-2843) | 〒026-0043 釜石市新町6-50 |
| 沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課 | 0193-64-2215 (0193-64-4594) | 〒027-0072 宮古市五月町1-20 |
| 沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所 | 0194-22-3113 (0194-22-5173) | 〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3 |
| 沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課 | 0192-27-9914 (0192-27-8543) | 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 |
| 県北広域振興局林務部 林業振興課 | 0194-53-4984 (0194-53-2304) | 〒028-8042 久慈市八日町1-1 |
| 県北広域振興局林務部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課 | 0195-23-9204 (0195-25-5652) | 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 |